

## 記入上の注意

この申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、長和町役場（施設・事業者）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「就学前の児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2. 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
3. 「申請時点住所・保護者連絡先」の欄は、それぞれ記入してください。（入園に関して担当者から連絡をする場合があります。）
4. 「支給認定証発行」の欄は、要・不要について該当するものを○で囲んでください。支給認定証の内容は入園後に各家庭に配布する「利用者負担額決定通知書」にも記載されます。
5. 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該児童に係る認定者番号を記入してください。
6. 「保育の希望の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
7. ①「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の世帯員全員及び世帯が別でも他の親族が同居している場合はその親族全員の「続柄」、「生年月日」、「勤務先又は学校名等」を記入してください。「性別」、「当年度分町民税課税の有無」、「同居・別居」、「障害者手帳等の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。児童の兄弟については「続柄」の欄に第1子、第2子等を記入してください。（利用者負担額の算定に必要となります。）「同居・別居」の欄で「別居」を○で囲んだ場合、一番下の「児童の保護者が別居している場合の住所」の欄に住所を記入してください。
8. ①「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。

ひとり親家庭の□にチェック（☑）した場合は、児童扶養手当証書の写しまたは、減免対象になることを証明する書類の写しを添付してください。また、在宅障がい児（者）がいる家庭の□に（☑）した場合は療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付してください。
9. ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。入園してから卒園まで施設（事業者）の利用を希望する場合は、入園希望日の日付を記入し「小学校就学」に☑をしてください。小学校就学までに退園をする場合は退園予定日を記入してください。

（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
10. ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、その施設（事業者）を希望する理由（例：既に兄弟が利用しているため、延長保育を実施しているため、家から近いため等）を記入してください。

「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
11. 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

### 保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

#### (1) 就労等

（家庭外労働）児童の保護者が家庭外で仕事をしているのが常態で、その児童の保育ができない場合

（家庭内労働）児童の保護者が家庭内で家事以外の仕事をしているのが常態で、その児童の保育ができない場合

- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障害がある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がその同居人又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
- (8) 虐待・DV
- (9) 育児休暇 既に施設を利用している児童がいて継続利用が必要であること

12. ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、①「児童の世帯員の状況」の欄に記入した児童の保護者の保育ができない理由を 11 の表(1)～(9)のどの理由に該当するかを判断して、該当する全ての項目の口にチェック(☑)してください。就労・就学の場合は勤務先・学校に着くまでにかかる時間(片道)を記入してください。また、(1)～(9)のどれにも該当しない場合は、その他の口にチェック(☑)し、カッコ内に具体的な状況を記入してください。

13. 「希望する利用曜日、利用時間」の欄は、それぞれ希望する曜日・時間を記入してください。

14. ④「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、署名欄の記載内容を確認のうえ、署名・押印してください。

(留意事項)

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、下記の場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間及び利用時間の希望に添えない場合
- ・保育料の軽減に該当する世帯であっても添付書類がない場合保育料は軽減されません。また、年度途中で軽減を希望した場合は申請した翌月から軽減となります。